

高額療養費・高額介護サービス費の合算制度が始まります



医療費が高額になった場合、医療保険から月額を限度額を超えた分が「高額療養費」として、また、介護サービス費用が高額になった場合は、介護保険から月額を限度額を超えた分が「高額介護サービス費」として支給されています。さらに平成20年4月分からは、皆さんの自己負担額を軽減するため、同じ世帯で医療費と介護サービス費の両方の自己負担が高額になった場合に、両方を合算し、年間の合算額が、下表の限度額を超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されることになりました。ただし、70歳未満の人の医療費は、1か月に21,000円以上の自己負担がある場合のみを対象とします。自己負担額には、食費

や居住費、差額ベッド代(室料差額)などは合算の対象になりません。

「高額介護合算療養費」は、7月31日から翌年の6月30日の1年間で計算しますが、平成20年度は、平成20年4月1日から平成21年7月31日までの16か月間にかかった自己負担限度額を対象とします。

申請手続きが必要ですが、受付は8月からとなりますので、詳しくは、住民課・介護支援課までお問い合わせください。

自己負担限度額

所得区分		70歳未満	70歳以上
上位所得者 (現役並み所得者)		【※1】126万円 (168万円)	【※2】67万円 (89万円)
一般		67万円 (89万円)	56万円 (75万円)
住民税非課税	Ⅱ	【※3】34万円 (45万円)	【※4】31万円 (41万円)
	Ⅰ		【※5】19万円 (25万円)

平成20年度については、対象期間が16か月(平成20年4月から平成21年7月)となるため、自己負担限度額も()内に表示されている16か月相当の金額となります。

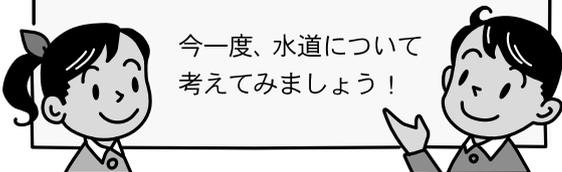
【国保の場合 所得区分】

- ※1：同一世帯の全ての国保被保険者の年間所得の合計が600万円を超える世帯の方
- ※2：同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる方。ただし、70歳以上の国保被保険者の収入合計が、一定額未満(単身世帯の場合：年収383万円未満、2人以上の世帯の場合：520万円未満)である旨、申請があった場合は、「一般」の区分と同様になります。
- ※3：同一世帯の世帯主および全ての国保被保険者が住民税非課税の方
- ※4：同一世帯の世帯主および全ての国保被保険者が住民税非課税である方(住民税非課税Ⅰ以外の方)
- ※5：同一世帯の世帯主および全ての国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差引いたときに0円になる方

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎626571 有線⑤7784
介護支援課 介護支援担当 ☎626501 有線⑤7788

第51回 水道週間 6月1日(月)～7日(日)

水道週間スローガン
「おいしいね この水未来に いつまでも」



今一度、水道について
考えてみましょう!

児童手当現況届は6月30日までに

児童手当現況届は、現在の児童の養育状況を確認し、児童手当を引き続き受けることができるかどうかを確認するものです。

現況届の提出期限は、6月1日(月)から30日(火)までとなっています。現況届の用紙は、5月末に受給者の皆さんへ発送しました。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。



◆提出・問い合わせ先 福祉課 福祉担当 ☎626573 有線⑤7772